

4月17日(月)から申請受付開始!!



臨時福祉給付金（経済対策分）の申請のお知らせ

4月17日(月)から、臨時福祉給付金（経済対策分）の受け付けを開始します。
対象と思われる人へ4月中旬に申請書を送りますので、必要事項を記入の
うえ、必要書類とともに申請書を提出してください。

臨時福祉給付金（経済対策分）とは

◇消費税率の引き上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い人に対して制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するものです。

※支給要件は、平成28年度臨時福祉給付金と同様です。

◇なお、消費税率の引き上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

●支給対象者

平成28年1月1日に住民登録している人で平成28年度市県民税が非課税の人

※ただし、課税されている人の扶養親族等^(注)や生活保護受給者などは対象外となります。

^(注)税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族（控除対象でない16歳未満の年少者も扶養親族に含む）、青色事業専従者及び白色事業専従者

※支給決定までに、対象者が亡くなられた場合は給付できません。

●支給額 1人につき1万5000円

※給付は1回のみとなります。

●申請書 対象と思われる人へ4月中旬に申請書を送ります。

●受付期間 4月17日(月)～8月16日(水)（郵送の場合は当日消印有効）

●受付場所 市役所新館4階426会議室（平日 午前8時半～午後5時）

●問い合わせ先

◇大野城市給付金専用コールセンター（平日 午前8時半～午後5時） ☎(580)1998

◇厚生労働省専用ダイヤル（平日 午前9時～午後6時） ☎0570(037)192

詐欺に注意 大野城市や厚生労働省などの職員がATM（銀行・コンビニの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。給付金の支給を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐欺」に注意してください。

『大野城市コミュニティ構想
ver.2（みんなが主役のまちづくり編）
を策定しました。』

この構想では、目指すべきコミュニティ像（基本目標）として、「市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ」地域の絆が未来を拓く、みんなが主役のまちづくりを掲げ、地区コミュニティが一体となった特色あるまちづくりを推進することとしています。

今後は、この構想に基づいて、市民と行政のパートナーシップにより、さまざまな施策に取り組んでいきます。

この構想の目標年次は、平成35年度です。

●閲覧場所

◇行政資料室（市役所3階）

◇まどかぴあ図書館

◇市ホームページ

●問い合わせ先

コミュニティ文化課地域共働担当

☎(580)1836

